

デジタルハザードマップ公開サービス業務委託
特記仕様書

津島市

デジタルハザードマップ公開サービス業務委託特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、津島市(以下「発注者」という。)が発注するデジタルハザードマップ公開サービス業務委託(以下「本業務」という。)に適用するものとする。

(目的)

第2条 津島市 DX 推進計画(令和 6 年 3 月改定)に基づき、紙面及び PDF ファイルで管理しているハザードマップを電子化し、最新のハザード情報を反映した地図情報がスマートフォンやパソコン等からクラウド上で閲覧できる「津島市デジタル防災ハザードマップ」(以下「デジタルハザードマップ」という。)の公開型 GIS を構築する。

2 現行「津島市防災ハザードマップ」を最新情報に更新した印刷物を作成する。また併せて、高潮浸水想定区域図や家屋倒壊等氾濫想定区域図等を新たに追加することで、様々な災害が想定されているということを周知し、地域住民意識啓発を図ることを目的とする。

(準拠する関係法令等)

第3条 本業務を実施するにあたり、受注者は本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠して実施しなければならない。

- (1) 測量法(昭和24年法律第188号)
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- (3) 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)
- (5) 河川法(昭和39年法律第167号)
- (6) 地震防災対策特別措置法(平成7年6月16日法律第111号)
- (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)
- (8) 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日号外法律第123号)
- (9) 官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)
- (10) 水害ハザードマップ作成の手引き(国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室 令和5年5月)
- (11) 防災基本計画(中央防災会議 令和6年6月)
- (12) 愛知県地域防災計画(愛知県防災会議)
- (13) 津島市地域防災計画(津島市防災会議)
- (14) 津島市財務規則及び諸規則
- (15) その他、関係法令、条例及び通達等

(疑義)

第4条 本業務の本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

(提出書類)

第5条 受注者は、契約締結後すみやかに次の各号に掲げる書類を発注者に提出し、承認を受けるものとする。なお、変更する場合も同様とする。

- (1) 着手届

- (2) 工程表
 - (3) 管理技術者届(経歴書添付)
 - (4) 照査技術者届(経歴書添付)
 - (5) 担当者届(経歴書添付)
 - (6) 業務計画書
 - (7) その他、発注者が必要と認める書類
- 2 受注者は本業務完了時に、以下の書類等を成果品に添えて発注者に提出するものとする。
- (1) 完了届
 - (2) 納品書
 - (3) その他、発注者が必要と認める書類

(業務計画及び工程管理)

第6条 受注者は、業務着手にあたり以下に示す事項に関する詳細な内容を取りまとめた業務計画を作成・提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制(緊急時含む)
 - (9) 使用する主な機器
 - (10) その他
- 2 受注者は、作業実施にあたり上記の業務計画書に明記された事項を遵守し、常に適正な工程管理を行い発注者に対して作業進捗状況を、確実に報告するものとする。

(管理技術者及び照査技術者)

第7条 本業務の実施に際して、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要なハザードマップ及びGISの専門知識と十分な業務経験を有した技術者を定めることとする。

- (1) 管理技術者は、発注者の指示に従い、業務遂行に関する一切の事項を処理すること。また、ハザードマップ及び公開型GIS構築の豊富な実績と業務の遂行に有益な資格(※)を有する者とする。
※一般社団法人地理情報システム学会GIS資格認定協会、公益社団法人日本測量協会、公益社団法人日本測量調査技術協会などが認める地理情報に関する専門的な資格、もしくは「測量士」のことを指す。
- (2) 照査技術者は、業務全般の照査を行うこととし、成果物の品質確保に努めなければならない。
- (3) 管理技術者、照査技術者及び担当者は兼任できないものとする。

(資格及び要件)

第8条 受注者は本業務の受注に際し、品質確保及び実施責任明確化のため、以下の条件を全て満たすこととし、登録資格又は契約書(業務内容が判断できるもの)、その他必要書類の写しを業務着手時に発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 同種業務の実績として、過去5年以内に全国の地方公共団体において、以下の項目について受注実績を有していること。
 - 1.印刷版ハザードマップの作成業務及び印刷業務

2.公開型GISによるデジタルハザードマップの構築業務

- (2) 本業務で都市計画基本図レベル2500データを背景図として使用し、データ変換・データ加工等を行う観点から、過去5年以内に全国の地方公共団体において、津島市行政区域面積と同等規模以上の都市計画基本図レベル2500の作成又は修正業務の実績を有していること。
- (3) 本業務で個人情報及び情報セキュリティのデータを扱う観点から、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)のLGWAN-ASPサービスのうち、アプリケーション及びコンテンツサービスとして、データ転送及び交換機能を提供できること。

(情報セキュリティ)

第9条 受注者は、本業務の履行上必要となる個人情報に関わるデータ等の扱いについては、情報の漏洩が起こらないよう、細心の注意を払うものとする。なお、受注者は社内の情報セキュリティ体制が確立しているものとし、以下の資格を取得済みであるものとする。

- (1) JIS Q 27001:2023(情報セキュリティマネジメントシステム)又はJIS Q 15001:2023(個人情報保護マネジメントシステム)

(品質保証)

第10条 受注者は、本業務の品質管理及び品質保証のため、以下の資格を取得済みであるものとし、適正な品質管理に努めなければならない。

- (1) ISO 9001:2015(品質マネジメントシステム)

(作業の打合せ及び報告)

第11条 受注者は、作業期間中、打合を密に行うものとし、進捗状況に応じて随時報告をしなければならない。

- 2 作業打合せの際、打合せ記録簿を作成し、発注者受注者1部ずつ保管するものとする。
- 3 状況に応じ作業方法は、打合せ記録簿を優先させる場合がある。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、本業務を実施する上で作成した関連資料及び中間成果等については、発注者の許可なく第三者に公表もしくは貸与してはならない。

(成果品検査)

第13条 受注者は、全工程終了後、速やかに成果品を提出し発注者の検査を受けるものとし、本特記仕様書に適合しない場合は成果の補修を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発注者に発生原因・経過・内容等を報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約不適合責任)

第15条 本業務完了後の成果品について、誤記・不良箇所については、全て受注者の責任において補足・修正するものとする。

(成果品の帰属)

第16条 本業務における成果物のうち、システムプログラム及び第三者が既得している権利以外の成果物等についての著作権は発注者に帰属し、発注者の許可なく複製及び貸与してはならない。業務終了後は、受注者は本業務で得た成果を全て消去するものとし、保管する場合は発注者の許可を得ること。

(一括再委託等の禁止)

第17条 受注者は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分について、第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を再委託する場合にあっても、書面をもって申請し、発注者の承諾を得なければならない。

(貸与資料)

第18条 発注者は業務の実施にあたり、以下の資料を貸与するものとする。なお、受注者は、発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取り扱い及び保管にあたっては、十分に注意すると共に発注者が返却を求めたときは、速やかに返却しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 津島市防災ハザードマップ | 1式 |
| (2) 防災関連資料(データ含む) | 1式 |
| (3) レベル2500都市計画基本図データ(DM形式) | 1式 |
| (4) 同上データファイル説明書(定義書) | 1式 |
| (5) レベル10000都市計画図データ(DM形式) | 1式 |
| (6) 地番現況図データ(Shape形式) | 1式 |
| (7) その他必要とするもの | 1式 |

(工期及び納入場所)

第19条 本業務の納期及び納入場所は、次のとおりとする。

工期	自 契約日の翌日
	至 令和8年3月19日
納入場所	市の指定する場所

第2章 業務概要

(業務内容)

第20条 本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1)・計画準備・資料収集整理 | 1式 |
| (2)・デジタルハザードマップ公開システム構築 | 1式 |
| (3)・窓口用閲覧環境の構築 | 1式 |
| (4)・津島市防災ハザードマップの更新及び印刷 | 26,000部 |

第3章 計画準備・資料収集整理

(計画準備)

第21条 全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等を行い、受注者は一連の業務が円滑に実施されるよう、作業手法、工程計画など業務計画を取りまとめ、発注者の承認を得ること。

(新技術等の提案)

第22条 受注者は、業務計画が作成、承認された後において、新たな技術による効率的な作業方法等が確認され、予算の範囲内で、本業務の期間短縮、品質の向上、運用管理の効率化等が見込まれる場合は、発注者に対して積極的に提案を行うものとする。なお、新技術提案が採用された場合は、業務計画書の修正及び打合せ協議議事録に明記し、発注者へ提出するものとする。

(資料収集整理)

第23条 本業務は、収集する資料の目的や関連法令等を明確にした上で、掲載内

容を検討するものとする。そのうえで必要となる資料については発注者より貸与を受け、資料の収集整理をするものとする。なお、借用時には、目的と利用方法について発注者から了承を得るものとする。

第4章 デジタルハザードマップ公開システムの構築

(要旨)

第24条 本業務で構築するデジタルハザードマップ公開システム(以下「公開システム」という。)は、市民等がインターネットに接続する各種端末から、発注者公式ウェブサイトで、地震、洪水、津波、浸水想定などの災害種別を選択してハザード情報の確認、背景地図の選択、表示する情報の容易な切替え、従来のハザードマップに近いレイアウトでの印刷、避難場所ルート検索等の機能を搭載した公開システムをいい、デジタルハザードマップで公開するデータを、管理者で緊急時に対応したデータ処理が可能な仕組みを構築するものである。

(防災ハザードマップデータ作成)

第25条 本業務は、発注者より貸与する防災ハザードマップ関連資料をもとに、デジタル化を行うものとする。また、発注者より貸与する資料のうち、国・県資料データについては、データ範囲・データ形式・属性値等を確認の上、公開システムに搭載するデータを作成するものとする。搭載するデータ範囲等については、発注者と受注者と協議の上、決定するものとする。

- 2 公開システムに搭載する背景図は、デフォルトで使用する地図として都市計画基本図レベル2500とし、使用目的に地図を切り替えられる仕組みの構成地図として、衛星写真、地理院地図25000とする。なお、デフォルトで使用する都市計画基本図2500は、縮尺画面によりロジカルスケールにて表示レイヤ切替えができるように、都市計画基本図2500の表示レイヤを3段階に作成する。
- 3 印刷用防災ハザードマップデータは、公開システムで作成されたデータを用いて、現行の「津島市防災ハザードマップ」を参考に、発注者の指示により、データの加工及び修正を行い、印刷用データを作成するものとする。

(防災ハザードマップデータ校正)

第26条 本業務は、作成された公開システムデータ及び印刷用データについて、目視によるデータの誤り・不整合・欠落・位置などの確認及びデータの論理チェックを実施するものとする。また、印刷用データは、カラープロッタを用いて、校正用出力を行い、発注者の校正を受けるものとする。なお、校正は、5回以上を想定するものとする。

(防災ハザードマップ成果品データ作成)

第27条 前条で作成された公開システムデータ及び印刷用データをファイル、レイヤ別等に分類し、成果品データを作成するものとする。

- 2 属性情報についても同時に付与するものとする。なお、付与する属性情報は、発注者と受注者の協議により決定するものとする。
- 3 作成するデータ形式は、Shape形式、PDF形式及びAI形式とする。

(公開システム構築)

第28条 本業務で構築する公開システムの要件は、以下の通りとする。

(1) 基本要件

1. パソコン、スマートフォン、タブレット等に関係なく、画面サイズに応じて表示を変えることができること。

2. 利用者にとって、操作が簡便で、利用しやすいユーザインターフェースであること。
3. 地図表示は、ロジカルスケールにて段階的に地図表示レイヤが自動で切り替えられること。

(2)・動作環境等

1. クラウドサーバ(インターネットASP方式)は、受注者で調達すること。
2. ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。
3. OSは、Windows11に対応し、Webブラウザは、Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chromeを推奨対応とし、主要なウェブブラウザで利用が可能であること。
4. 一般的なパソコン等が有する基本的な機能のみで動作が可能であるものとし、利用に際し、事前に特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。
5. 原則、24時間365日利用可能とすること。システムの稼働率は99.5%以上であること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。
6. ネットワーク環境は、インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。
7. 利用するクライアント数に制限がないこと(フリーライセンス)。
8. アクセスログ情報が取得できること。
9. 不正プログラム対策は、コンピュータウイルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。
10. 利用者、管理者で運用でき、管理者は、職員用アカウント(システム管理者及びコンテンツ管理者)を登録できること。また、IDとパスワードによるユーザ認証、ユーザ毎の操作権限設定(閲覧、編集等)ができること。
11. データセンターについて、水害、地震、津波災害並びに停電等の対策により、稼働を継続できるものとし、情報漏洩、防犯等の対策により、データ保護の措置が講じられていること。また、日本国内に立地していること。

(3)・機能要件

1. 利用者向け機能は、下表の機能を要件とする。

機能要件分類			要件
大分類	中分類	小分類	
利用者向け機能	トップページ	トップページ	津島市ホームページ内に、サイトリンク及び二次元コード等を設け、トップページにアクセスすることができること。 キャラクターの配置等、利用者に市ハザードマップのサービスであることが伝わりやすいよう調整ができること。 デジタルハザードマップの利用に関わる諸条件を掲載し、利用者の同意、非同意について確認するページを構築すること。
	デザイン・操作性	デザイン	・表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。

			・背景画像、キャラクターの配置等、利用者に市区町村のサービスであることが伝わりやすいよう調整ができること。 ・デザインの変更ができること。
	地図表示機能	背景図	都市計画基本図、衛星写真、国土地理院地図、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、背景図の切り替えができること。
		凡例表示	表示中のアイコン等に対する凡例を表示できること。
		地図表示	表示中の地図縮尺に対応したスケールバー又は距離表記を表示できること。
			表示した地図について、拡大縮小や移動等の操作を連動できること。
			背景図及びハザード地図それぞれに対し、透過度が設定可能であること。
			現在地位置情報が取得でき、地図の移動ができること。
			隣接する他市町の地図表示、ハザード情報の表示が可能であること。
			搭載する各種レイヤを簡単な操作ができるようにボタン等(マップ選択)で選択できること。
			画面サイズに合わせて地図サイズを自動的に調整できること。
			縮尺に応じて、アイコンのサイズや形状等を変更せず、画面上で一定のサイズで表示できること。
		ハザードマップ画面	背景図に浸水想定区域や危険箇所や避難所等の位置などを、ポイントや範囲図形、アイコン等から視覚的に分かりやすく表示すること。
			ハザード種別等が背景図と重なった状態を表示し、設定条件に基づき、利用者の選択からハザード種別、背景図の切替え表示を可能とすること。
			アイコン等を選択し、属性の表示(名称・所在地等の必要な情報)ができること。
			属性表示は、数値・文字列・URLなど設定できること。
	検索機能	住所検索	住所情報の大字・小字・地番を選択し、地図検索ができること。
		目標物検索	目標物の分類から絞り込み、目標物の地図検索ができること。

		ルート検索	地図上の全てのアイコンを対象に選択でき、現在地から選択場所までのルート検索表示ができること。
	印刷出力	地図印刷	画面に表示した地図やハザード情報を縮尺、用紙サイズ(A4・A3)、用紙向き(縦・横)の選択ができ、地図出力ができること。
		地図とハザード情報	ハザードマップの凡例や防災啓発記事を組み合わせて印刷可能なこと。 ・防災啓発記事は、そのデザインを最大6種類まで作成すること。 ・防災啓発記事は印刷プレビュー時に選択できること。 ・ハザードマップの凡例のON/OFFが可能とすること。 ・印刷は、上段地図、下段防災啓発記事が印字され、見やすい配置で出力できること。 ・印刷プレビュー表示ができること。 ・一般的な家庭用プリンタや複合機で印刷できること。 ・印刷イメージ及びデザインレイアウト等は、発注者の承認を得た上、搭載するものとする。
		学校区別印刷	・発注者が紙で発行している小学校区のハザードマップを踏襲した印刷レイアウトの作成及び当該8小学校区別の印刷が容易にできるようボタンを配置し、設定できること。 ・印刷する校区が収まる座標、地図縮尺へ自動で切替わるように設定すること。 ・印刷イメージは、発注者の承認を得た上、搭載するものとする。 ・ハザードマップの凡例のON/OFFが可能とすること。
	リンク機能	URL共有	現在の表示地図を共有するURLを表示できること。
		GoogleMap	現在表示している位置座標、縮尺を維持したGoogleMapへ切り替えることができること。
		StreetView	地図(画面)中心のStreetViewが起動すること。
		ルート表示	現在地から地図(画面)中心のルート表示ができること。
	外国語メニュー	外国語メニュー表記	・ブラウザの無料機能ではなくシステムの独自機能としてシステムのメニューは日本語以外に英語・中国語・韓国語を表記できるようにボタンで切替できること。

			(属性情報含む)
	計測	計測機能	距離、面積計測が簡単な操作で計測できること。
	操作説明	操作説明メニュー	システム操作方法が分かるメニューをシステム内で配置すること。

2. 管理者向け機能は、下表の機能を要件とする。

管理者向け機能	管理者機能	緊急時速報	・災害等によるお知らせや緊急速報情報等を発注者の管理サイトからデジタルハザードマップへ随時更新し、公開できる機能を有すること。 ・緊急情報は、地図上の任意の位置に配置でき、作図及びテキスト入力が可能であること。入力するポイント、ラインは視覚的にわかりやすいアイコン等を受注者が作成し、発注者の承認を受けてから搭載するものとする。なお搭載アイコンは5種類程度とし、アイコン毎で公開未公開設定、内容、入力時刻(自動反映)の入力が行えるものとする。
		避難所	・搭載済みである避難所の混雑状況、避難所情報、更新時刻(ボタンなどによる自動セット)を更新できるものとし、空き、混雑、非常に混雑等のランクを分け、ランクごとに自動で避難所アイコンの色が変わる仕組みとする。 ・開設状況を更新した避難所のみをリスト化し、該当する避難所に移動できる仕組みを構築するものとする。
		公開設定	管理者機能を使って更新データを公開非公開の設定を行えるものとする。なお、公開設定にした場合、住民が閲覧できるデジタルハザードマップの地図上部に「緊急情報があります」等の注意書きが自動で反映される仕組みとする。
		ログ収集	項目別にアクセスログ収集が可能であること。
		管理情報	ID/PWによる管理者認証ができ、操作権限設定(編集等)ができること。

(システム検証用テストサイト)

第29条 本運用を開始するにあたって、事前にテストサイトを構築し、非公開による内部検証用の地図配信サービスを行うこと。その際、動作、表示内容等に不具合が発生した場合には、本運用の開始までに改善し、発注者の承認を得ること。

(データセットアップ)

第30条 発注者のシステム検証、承認後、本業務で作成されたハザードマップ等を公開システムで運用できるように受注者が調達するクラウドサーバへデータセットアップを実施するものとする。

(職員向け操作説明会)

第31条 受注者は、デジタルハザードマップの運用に係る職員向け操作説明会を設けるものとし、詳細内容は発注者と事前に協議の上、決定すること。

(操作マニュアル作成)

第32条 公開システムの利用法を示した操作マニュアルを作成するものとする。操作マニュアルは、システム上で利用者が閲覧できるようにすること。

- 2 変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂可能なよう整備すること。
- 3 操作マニュアルは、利用者(市民)向けと管理者(職員)向けを作成すること。なお、発注者の承認を得た上で操作マニュアルを作成するものとする。
- 4 啓発資料は、公開ハザードマップの周知文と簡易な操作説明を内容とするリーフレット形式で作成するものとし、PDF形式とする。

(技術支援)

第33条 受注者は、公開システムの運用方法およびシステム改善に関して、発注者が主体となる調整会議を年1回程度開催するものとする。また、活動指標(公開システムのアクセス件数、印刷枚数)および成果指標(紙ハザードマップ配布部数、利用者アンケートによる満足度)に基づき、ユーザーエクスペリエンス(UX)の向上を目指し、積極的にインターフェースデザイン等の改善を提案するものとする。

第5章 窓口用閲覧環境の構築

(窓口用閲覧環境の構築)

第34条 窓口にみえた住民等がデジタルハザードマップを閲覧し、必要なハザードマップや情報を簡単に入手できるよう、危機管理課の窓口カウンターに受注者が調達する窓口用パソコン及びカラーレーザープリンターを設置すること。その際以下の項を十分留意するものとする。

- (1) 窓口において、クラウド上のデジタルハザードマップが閲覧できるよう最低限のセットアップを行うこと。
- (2) 窓口用閲覧環境で受注者が調達する機器及びスペックは、以下の通り以上とする。
 1. 窓口用パソコン 1台
 - ・CPU:インテル® Core™ i7(最新世代であること。)
 - ・OS:Windows 11 Home、日本語
 - ・モニタ:23.8インチ
 - ・メモリ:16GB
 - ・ストレージ:1TB、SSD
 2. カラーレーザープリンター 1台
 - ・A3判対応
 - ・自動両面プリント機能付き
 - ・解像度:600×1,200dpi以上
 - ・増設ユニット1台
 - ・ケーブルにてLANに接続できること。

第6章 津島市防災ハザードマップの印刷

(業務内容)

第35条 本業務は、令和2年度に作成し、令和3年5月に全戸配布した「津島市防災ハザードマップ」について、既存の被害想定を最新の情報に更新するものとする。

なお、本業務で作成するデジタルハザードマップデータを用いて作成するものとし、原稿案作成には、デジタルハザードマップと印刷の原稿を共有することを予め想定して作成するものとする。

(津島市防災ハザードマップ印刷)

第36条 津島市防災ハザードマップの印刷は、以下の項目に留意するものとする。

- (1)・印刷データ更新は、A4サイズ(冊子)とする。
- (2)・発注者より貸与された前回作成した津島市防災ハザードマップを参考資料として、本業務で作成した防災ハザードマップデータを用いて原稿データを作成するものとする。なお、原稿校正データは、原稿校正用の出力を行い、発注者の承認を得るものとする。
- (3)・原稿データを取りまとめるレイアウトについては、発注者と受注者と協議の上、決定するものとする。なお、下表を参考にハザードマップを作成するものとする。

P1	表紙
P2～3	住民啓発ページ(家庭防災の日に関するページ、防災対策チェックリストやメール登録用QRなど)
P4～5	住民啓発ページ(地震に関する啓発)
P6～7	住民啓発ページ(津波に関する啓発)
P8～9	住民啓発ページ(大雨・洪水に関する啓発)
P10～11	住民啓発ページ(高潮に関する啓発)
P12～17	地震編(市全域の津波災害警戒区域・揺れやすさマップ・液状化マップ・地震危険度マップ・事前避難対象地域図)
P18～23	風水害編(市全域の洪水氾濫想定区域図・高潮浸水想定区域図・家屋倒壊等氾濫想定区域図)
P24～27	東校区の津波災害警戒区域図・風水害避難マップ
P28～31	西校区の津波災害警戒区域図・風水害避難マップ
P32～35	南校区の津波災害警戒区域図・風水害避難マップ
P36～39	北校区の津波災害警戒区域図・風水害避難マップ
P40～43	神守校区の津波災害警戒区域図・風水害避難マップ
P44～47	蛭間校区の津波災害警戒区域図・風水害避難マップ
P48～51	高台寺校区の津波災害警戒区域図・風水害避難マップ
P52～55	神島田校区の津波災害警戒区域図・風水害避難マップ
P56	背表紙(マイ・タイムライン)

- (4)・原稿データ作成後は、発注者による印刷校正を行い、データを完成させ原稿データから印刷データを完成するものとする。なお、印刷校正は、5回以上を想定し、発注者の承認を得るものとする。
- (5)・作成された印刷データは、PDF形式及びイラストデータ形式(AI形式及びPDF形式)にデータを変換し納品するものとする。
- (6)・印刷は、以下の通りとする。
 - ・A4冊子
 - ・両面フルカラー印刷
 - ・56ページ、中綴じとする。(表紙・裏表紙含む)
 - ・マットコート90kgベース

- ・26,000部
- ・左上に穴開け1箇所程度
- (7) 仕分け・梱包は、梱包1個につき100部とし、26,000部は発注者の指示する場所へ納品すること。

第7章 成果品・納入

(成果品・納入)

第37条 受注者は、成果品を以下のとおり取りまとめ、納入すること。

(1) 本業務で作成したデータ類は、全てDVD又はHDDに格納すること。

(2) 成果品一覧

1.	公開システムライセンス	1台
2.	本業務で整備・搭載するデータファイル(Shape形式)	1式
3.	操作説明会資料(PDF形式)	1式
4.	職員向け操作マニュアル(PDF形式)	1式
5.	利用者向け操作マニュアル(PDF形式:システムに格納含む)	1式
6.	利用者向け啓発資料(PDF形式)	1式
7.	印刷冊子(防災ハザードマップ)	26,000部
8.	印刷データ(AI形式、PDF形式)	1式
9.	窓口用パソコン	1台
10.	カラーレーザープリンター	1台
11.	その他、発注者が必要と認めるもの	1式
		以上